

税目	現行税率	税法改正による税率	適用税率
個人市民税 均等割 所得割	200円 標準	700円 —	700円 1.1倍
法人市民税 均等割			
▽資本金1億円以上で 従業員数100人を越 えるもの。	7,000円	24,000円	40,000円
▽資本金1億円を越え 又は以下で、従業員 数100人以上のもの。	7,000円	12,000円	20,000円
▽資本金1,000万円以下 下の法人。	4,000円	7,200円	12,000円
固定資産税	1.6/100	—	1.7/100
原動機付自転車			
50cc以下	500円	650円	700円
50cc超	800円	1,000円	1,200円
90cc超	1,000円	1,300円	1,500円
軽自動車 二輪	1,500円	2,000円	2,400円
三輪	2,000円	2,600円	3,100円
軽自動車四輪乗用			
営業用	4,500円	5,200円	6,200円
自家用	4,500円	5,900円	7,000円
軽自動車四輪貨物用			
営業用	2,500円	2,900円	3,400円
自家用	2,500円	3,300円	3,900円
小型特殊自動車			
農耕作業用	1,000円	1,300円	1,300円
その他	3,000円	3,900円	3,900円
二輪の小型自動車	2,500円	3,300円	3,900円
鉱産税	1/100	—	1.2/100
木材取引税	2/100	—	3/100

臨時市議会

＝4月1日  
より適用＝

臨時市議会は四月十九日開かれ、南国市条例の一部を改正する条例、一般会計補正予算の専決処分報告、一般会計暫定補正予算の専決処分報告がなされ、それぞれを可決承認して閉会しました。

この臨時市議会での焦点は、市民税などの南国市税の引き上げで四月一日にさかのぼって適用されることになりました。

市税条例の一部改正は、現在の厳しい地方財政状況に対処するため、先の国会で地方税法が改正されたことに伴うものと、本市の財政再建計画による財政再建審議会の答申を基本に増収を図るためのものです。

市政執行当初から十年あまり続いていた超過税率から標準税率へ引き下げられていた市民税も、市

の財政悪化にともない再び税率の引き上げをみるようになりました。この他軽自動車税の税率の改正では、五〇cc以下の原動機付自転車は一台につき税制改正税率を適用すると、六百五十円（現行五百円）だが、適用税率では七百円（制限税率では七百八十円）となります。

南国市には現在、一万三千三百六十台の軽自動車があり、税制改正による増税分として、約七百五十万円、財政再建による増税分として、約五百九十九万円が見込まれています。

また、個人市民税と法人市民税

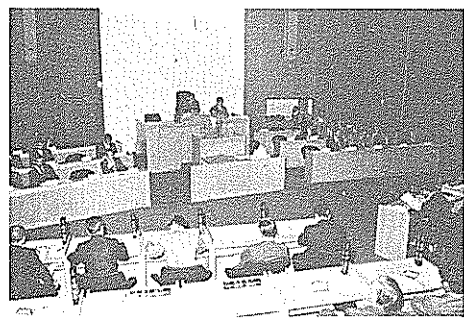
税制改正

市民税など

を引き上げ

財政再建

の均等割の引き上げと、固定資産税などの増収も合わせると、税制改正による増収分で三千八百万円、財政再建による増税分で六千四百万円となり、計一億二百万円の増収となります。



同時に提出された補正予算にもなう二つの専決処分の報告書は、職員の退職にもなう退職手当（二百二十八万円と二千五百三十一万円）、及び中央衛生組合負担金（二百三十六万四千円）、ならびに地方改善事業にかかる大湊浜線改良工事、五区線新設工事など（一千八百万円）の繰越明許費などが主なものでした。

（写真は、熱心に討論される議場）

財政再建審議会

きょうの話題  
あすの話題

財政再建

大づめ段階に？



市執行部からは、小笠原市長、吉本・国沢両助役、唐岩企画財政課長らが出席し、熱心な討論を行いました。この審議会での焦点は、財政再建をするうえで最も大きな根幹となる各種団体等に対する補助金と、市単独扶助費の問題でした。討論に費した時間は、延々七時間。

財政再建審議会（松本二朗会長ら市議員一五名）は、四月十四日審議会を開き、財政再建を進めるうえで最も重要な各種団体等に対する補助金と、市単独扶助費の削減について審議しました。

財政再建審議会は一月に発足して以来、今回で十回目になります。市執行部から諮問されている案のほとんどを審議を終えており、この日から大づめ段階に入ったものです。

補助金は、三千万円削減

再建準備団体に転落した場合を考慮して、削減することにした。それによると、一部事務組合等法令による義務的なものを除いて南国市の基準財政需用額の百分の三を限度とし、これによって前年度総額で九千万円だった補助金を五十一年度は三千万円削減し、六千万円に抑えることに決めたものです。

補助費は  
前年度以下に

市単独扶助（五十一年度予算額約一億六千万円）で最も高額なのが年末手当などを含む失業対策事業就労者（同一億二千三百万円）の手当であり、協議のマトとなりました。

これに対し、橋本二三委員（市議会議長）が、扶助費全般についての「私案」を提出して論議を進めることにしました。この「私案」によると、▽失業対策事業就労者扶助は毎年一〇割アップしているが、五十一年度はアップせず前年度以下とする▽同和地区入浴料扶助は廃止▽奨学資金（同和地区関係）は二分の一とする▽入院患者扶助などその他の扶助はこの際幸抱してもらい全廃、ということもです。

これに対し、「失対関係をもっと削減すべきだ。前年度以下ということには、前年並みということになりはしないか。」交渉難のところはそのままにして、無抵抗な母子家庭福祉手当などをバツサリ切

る感じだ。など、反対意見も出されましたが、執行部の見解なども踏まえ、この「私案」で落ち着くことになりました。

ところが、財政再建計画案では、扶助費の削減を一億三千四百万円見込んでおり、この考え方でいくと、約二千八百万円の減額にしかならなくなります。そうなると、約一億円の見込みが狂ったため、財政再建ができなくなるばかりか、本予算案編成で事業費が全然計上できない事態も考えられるため、取支面との兼ねあいの点で次回の審議会でも再び論議されることになりました。

答申は四月末に

財政再建審議会は、この補助金と市単独扶助費の問題で大づめの段階をむかえました。次の審議会ではこの二つの問題と継続審議になっている支所の統廃合、公営住宅使用料アップ等について結論を出し、四月末には答申される見込みです。

